

「起業」とは会社を作ることだと思いませんか？
いいえ。起業とは「事業」を創ることです。
はじめの一步を踏み出すあなたに

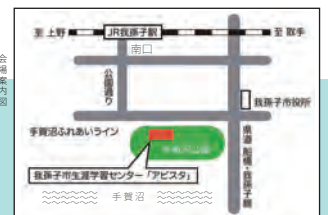
2018 実践創業塾

国の認定を受けた【特定創業支援事業】

- ✓ 地元で学べる
- ✓ 日曜日に学べる
- ✓ 全5回 10,000 円

- 日時 **6/24 7/8 7/22 8/5 8/19** 毎回 9:15 ~ 17:00
- 会場 **我孫子南近隣センター（けやきプラザ）、我孫子市生涯学習センター（アビスタ）** ※詳細は裏面参照
- 参加費 **10,000 円（5 日間で）初日に現金で徴収** ●定員 **30 名**
- 対象 **起業を目指す方ならどなたでも**

創業者が身に着けるべき知識・ノウハウのエッセンスを短期間で効果的に習得できるコースです。
不安や疑問を一つずつ解決し、夢を具体化させましょう。



この事業は国の認定を受けた【特定創業支援事業】です

特定創業支援事業を受けた創業者への支援

我孫子市が交付する特定創業支援事業の講座を受けたことの証明書によって次の支援を受けることができます。

- (1) 登録免許税の軽減
認定を受けた特定創業支援事業の支援を受けて創業を行おうとする方が株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（資本金の0.7%→0.35%）されます。
※最低税額は15万円のところ7.5万円に減額
- (2) 信用保証枠の拡充
無担保、第三者保証人なしの信用保証協会の創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。
- (3) 信用保証枠の特例
創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。
- (4) 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の要件拡充
①今まで日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の利用については、自己資金（開業資金総額）10分の1以上有することが利用要件となっていました。特定創業支援事業の証明書を得た創業希望者や創業者（税務申告2期末満の者）は自己資金要件を満たすものとみなし、本制度の申込ができます。
②新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ
女性、若者（35歳未満）、シニア（55歳以上）の方で、新たに事業を始める方や事業開始後概ね7年以内の方が対象
- (5) 我孫子市創業支援補助金の対象（市施策メニュー）
市内の空きテナント等を利用して事業をスタートする方に対し、賃料の一部が補助されます。

私たち講師陣がお待ちしています

あなたの強みを見つけ、起業プランを練り上げのお手伝いをします。
キャリアコンサルタント
吉崎英伸



SWOT分析でじっくり方向を定めましょう。
中小企業診断士
小林昭文



お客様のウォンツと一緒に考えましょう。
中小企業診断士
鴨志田栄子



社会保険の仕組みを分かりやすく説明します。
社会保険労務士
川村由里子



数字が苦手でも経営者には最低限の税務知識が必要です。
税理士
海老原玲子



ゼロからでも大丈夫。しっかり学んでいただきます。
行政書士
木川敏子



起業を成功させる方法を共に考えていきましょう。
中小企業診断士
中島誠



■主催 NPO 法人 ACOBA、我孫子市 カリキュラム、受講申込表は裏面にあります
 ■申込・問合せ先 NPO 法人 ACOBA 〒270-1151 我孫子市本町 3-4-17
 ■TEL : 04-7181-9701 FAX : 04-7185-2241 E-mail : acoba@key.ocn.ne.jp
 ■参加費は最初の受講日にお支払いいただきます ■昼食は各自で用意ください